

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（案）

鋸 南 町

目 次

第1章 総論	
1. 計画策定の主旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画対象区域	3
4. 計画期間	4
5. 計画の目標	4
第2章 地域の概況	
1. 鋸南町の位置及び沿革	5
2. 人口及び世帯数の推移	6
3. 将来人口の予測	7
4. 産業別就業人口等	
(1) 産業別人口	8
(2) 事業所数及び従業者数	8
5. 交通	9
6. 観光	9
7. 土地利用	11
8. 気候	
(1) 気温	11
(2) 降水量	12
(3) 風速	13
9. 河川等の水質状況	
(1) 本町の河川	13
(2) 水質測定点	13
(3) 千葉県の水質類型と環境基準	14
(4) 佐久間川の水質	15
10. 基準値	
(1) 水質基準	16
(2) 騒音及び振動	16
(3) 悪臭	17
第3章 生活排水処理の現況	
1. 生活排水の排出状況	
(1) 本町の生活排水処理	18
(2) 処理形態別人口	18
(3) 排出量	19
2. 収集及び処理体制	20
3. 既存施設の概要	21

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水

- 1. 生活排水 2 4
- 2. 生活排水処理の現状 2 4
- 3. 生活排水処理の課題 2 6
 - (1) 生活排水処理率の向上（合併処理浄化槽設置の推進） . . . 2 7
 - (2) し尿処理施設の老朽化対策 2 7

第2節 生活排水処理の基本方針と目標

- 1. 生活排水処理の基本方針
 - (1) 基本方針 2 8
 - (2) 生活排水処理の目標 2 8
- 2. 目標達成のための方針
 - (1) 既存計画との整合性 2 8
 - (2) 経済的要因 2 8
 - (3) 社会的要因 2 8
 - (4) 投資効果発現の迅速性 2 8
 - (5) 地域環境保全効果 2 9
 - (6) 将来見通し 2 9
- 3. 今後の取り組み
 - (1) 生活排水対策の推進 2 9
 - (2) 維持管理の適正化 2 9
 - (3) 排水基準の遵守 2 9
 - (4) 排出削減の推進 2 9

第3節 し尿・汚泥の処理計画

- 1. 収集運搬計画
 - (1) 計画収集区域 3 0
 - (2) 収集対象 3 0
 - (3) 収集主体 3 0
- 2. 中間処理計画 3 0
- 3. 収集及び処理体制 3 1
- 4. 南房総市水処理センターの概要
 - (1) 施設規模 3 2
 - (2) 処理方式 3 2
 - (3) 施設の位置 3 2
 - (4) 敷地面積等 3 2
 - (5) 放流先 3 2
 - (6) 運転時間 3 2
 - (7) 搬入し尿の性状 3 2
 - (8) 夾雑物除去後のし尿等の性状 3 3
 - (9) プロセス用水 3 3

(10) 放流水の水質等	3 3
(11) 総量規制基準値	3 4
(12) 水質推移	3 5
(13) 汚泥等の性状	3 5
(14) 悪臭規制基準値	3 5
(15) 悪臭装置排出口	3 6
(16) 放流水	3 6
(17) 配置図	3 8
(18) 施設写真	3 9

第1章 総論

1. 計画策定の主旨

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（以下「本計画」という。）の主旨は、次のとおりである。

本計画は、鋸南町における一般廃棄物（生活排水）処理に係る長期的視点に立った基本方針及び実施計画を明確にすることにより、自然に恵まれた鋸南町の海浜及び河川の環境を保全することを目的とする。

鋸南町（以下、「本町」という）の生活排水に関しては、平成27年3月に策定された鋸南地区環境衛生組合の一般廃棄物（生活排水）処理基本計画に基づき、効果的な処理を行うこととして、本町における河川、湖沼及び海浜の自然環境を保全する取り組みを行ってきた。

本町の生活排水処理率（総人口に占める生活排水処理人口の割合）は、令和4年度末で37.1%であり、毎年増加しているものの、十分な処理率とはいえない。

本町は、東京湾に面した豊富な漁場を有し、漁業が盛んな地域であると共に、南房総国定公園内に位置し、美しい海岸線を持つ区域である。これらの資源を守るために今後、十分な生活排水処理を行っていくことは本町の重要な課題である。

本町における生活排水処理の主体は、合併処理浄化槽によるものであり、合併処理浄化槽から発生する汚泥は、汲取し尿及び単独処理浄化槽汚泥を含めて鋸南地区環境衛生組合の堤ヶ谷クリーンセンターで処理を行ってきたが、施設の老朽化により令和6年1月より南房総市三芳地区に建設された南房総市水処理センター（処理能力67kL/日）で処理を行う。

国においては、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）等、循環型社会の実現に向けた様々な法律の整備が進められている。

さらに、循環型社会形成推進基本法に基づき策定された第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）において、各種の取り組みや目標等を定めている。

国際社会では、平成27年9月の国連総会においてSDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標の中には「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「住み続けられるまちづくりを」、「気候変動に具体的な対策を」、「海の豊かさを守ろう」、「陸の豊かさを守ろう」といった本計画に関連が深いゴール(目標)が掲げられている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本町では、「鋸南町総合計画」（令和 3 年 3 月策定）において、「みんなでつくる三ツ星のふるさと・鋸南」と位置づけ、理想とする町の将来像を「希望と活気があふれる豊かな鋸南」としている。

現在では、前期基本計画（令和 3 年 3 月策定）の中で「基本目標 5 豊かな自然を守る環境のまち」として、し尿処理施設の更新、小型合併浄化槽の推進、谷田浄化槽の更新をあげている。

このような背景から、本町では新たに生活排水処理に関して必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として、本計画を策定し、水環境の保全と循環型社会の実現を目指す。



「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」

「11 住み続けられるまちづくりを」

「13 気候変動に具体的な対策を」

「14 海の豊かさを守ろう」

「15 陸の豊かさも守ろう」

自然環境に配慮し、持続可能なまちづくりを目指す。

2. 計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としている。また、策定にあたっては、同条第3項において「市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるにあたっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。」としている。

さらに、廃棄物処理法では、「一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、定めるものとする。」としている。

前述のとおり、今日までは鋸南地区環境衛生組合の一般廃棄物（生活排水）処理基本計画に基づき生活排水の処理に努めてきたが、し尿処理施設が令和6年1月から南房総市水処理センターに移行されることに伴い、鋸南地区環境衛生組合規約の一部が改正され、し尿処理の計画に関する事務を本町で行うこととなった。今後は本町独自の計画を策定し、引き続き生活排水の処理に努めていく目的で本計画を策定するものである。

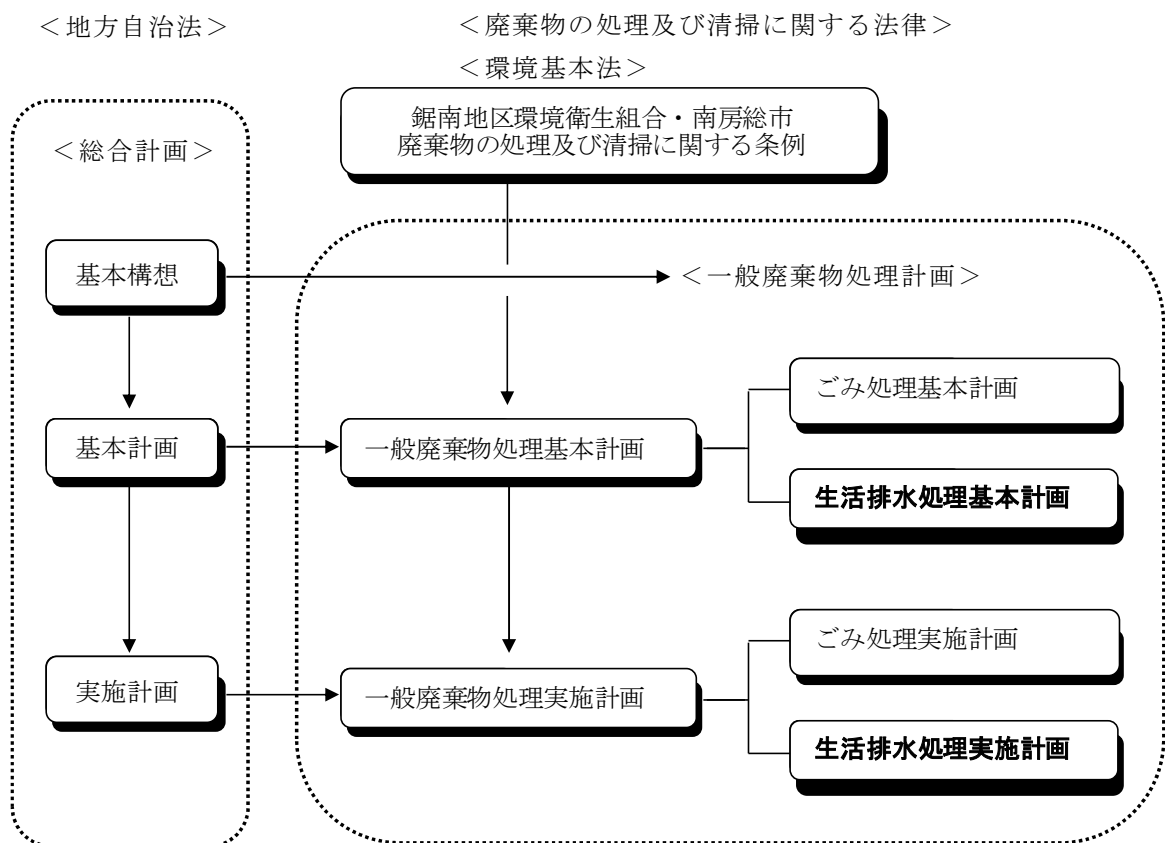


図 1-1 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の位置づけ

3. 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、本町全域とする。

4. 計画期間

生活排水処理基本計画策定指針では、計画目標年度は計画策定時より 10～15 年程度とされている。

したがって、本計画は令和 5 年度を初年度とし、15 年後の令和 19 年度を計画目標年度とする。

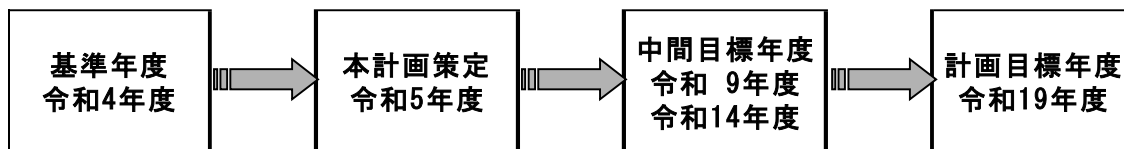
なお、計画は概ね 5 年ごとに見直しを行うこととする。

また、社会情勢や経済情勢並びに廃棄物に関する法律の整備など、必要に応じて、計画期間内であっても計画の見直しを行うものとする。

本計画の計画目標年度

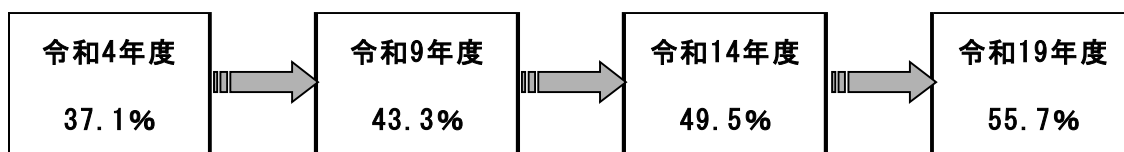
生活排水処理基本計画 令和 19 年度
(中間目標年度 令和 9 年度及び令和 14 年度)

本計画の基準年度は、令和 4 年度とし、中間目標年度及び目標年度における計画目標数値は、令和 4 年度の値を基準として用いる。



5. 計画の目標

本計画の目標は、生活排水処理率を令和 19 年度で次の値とする。



第2章 地域の概況

1. 鋸南町の位置及び沿革

本町は、千葉県南、房総半島の南西、安房地域に位置し、北は富津市、東は鴨川市、南は南房総市と境を接し、都心から65kmに位置している。

西側の海岸線は、南房総国定公園内に属し、水産資源が豊かで風光明媚な変化に富む海岸線を有し、数々の海水浴場や釣り等の好適地となっている。

北側は天然の博物館と呼ばれ奇岩・名勝地として知られる鋸山(330m)があり、南房総有数の観光地となっている。

源の頼朝の史実にちなみ、河津桜に「頼朝桜」という愛称をつけ、平成13年から1万4千本の植栽を行った。また、日本三大水仙生産地としても知られており、気候温暖で四季を通じて花々の美しい自然豊かな町である。

気候は、冬は暖かく夏は涼しい海洋性の温暖な気候で、四季折々に咲き乱れる花々などの豊かな自然資源に恵まれた地域である。



図 2-1 千葉県における本町の位置

表 2-1 本町の位置と面積

位置		総面積
東経	北緯	k m ²
139 度 50 分	35 度 6 分	45.17k m ²

(出典：鋸南町町勢要覧)

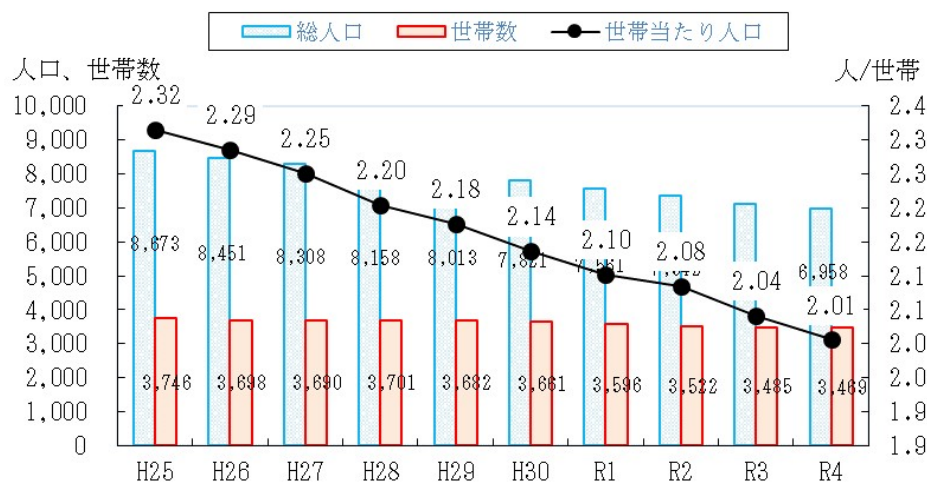
2. 人口及び世帯数の推移

過去 10 年間の本町の人口及び世帯数の推移を表 2-2 及びグラフ 2-1 に示す。
本町の人口は減少傾向にあり、世帯数も緩やかに減少している状況である。

表 2-2 人口及び世帯数の推移 (各年度 3 月 31 日人口)

	住民基本 台帳 (A)	外国人登 録人口 (B)	総人口 (A+B)	世帯数	1 世帯当 たり人口
	人	人	人	世帯	人/世帯
H25 年度	8,636	37	8,673	3,746	2.32
H26 年度	8,418	33	8,451	3,698	2.29
H27 年度	8,267	41	8,308	3,690	2.25
H28 年度	8,114	44	8,158	3,701	2.20
H29 年度	7,960	53	8,013	3,682	2.18
H30 年度	7,767	54	7,821	3,661	2.14
R1 年度	7,494	67	7,561	3,596	2.10
R2 年度	7,265	77	7,342	3,522	2.08
R3 年度	7,029	85	7,114	3,485	2.04
R4 年度	6,843	115	6,958	3,469	2.01

グラフ 2-1 人口及び世帯数の推移 (各年度 3 月 31 日人口)



3. 将来人口の予測

本町の将来人口の予測をトレンド法（※1）で行った。その結果を表 2-3 及びグラフ 2-2 に示す。

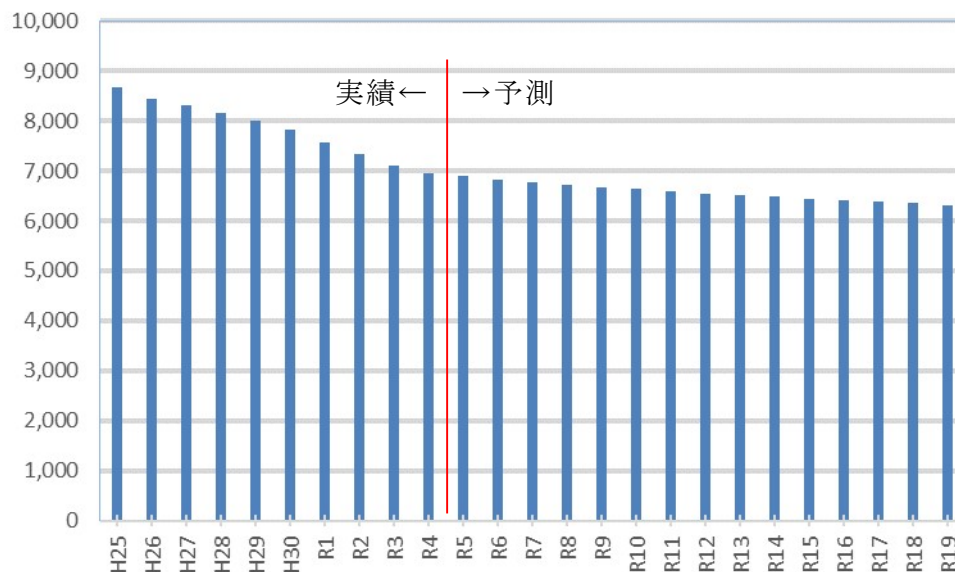
本町の人口は減少傾向で推移していくことが見込まれ、令和 19 年度に 6,318 人となる。

表 2-3 鋸南町の人口予測結果 （単位：人）

実績人口				予測人口					
年度	人口	年度	人口	年度	人口	年度	人口	年度	人口
H25	8,673	H30	7,821	R5	6,892	R10	6,632	R15	6,442
H26	8,451	R1	7,561	R6	6,832	R11	6,590	R16	6,410
H27	8,308	R2	7,342	R7	6,776	R12	6,550	R17	6,379
H28	8,158	R3	7,114	R8	6,725	R13	6,512	R18	6,349
H29	8,013	R4	6,958	R9	6,677	R14	6,476	R19	6,318

注）各年度 3 月 31 日現在の実績値及び予測値を示す。

グラフ 2-2 鋸南町の人口予測結果



計画目標年度の人口及び計画収集人口は、次のとおりとする。

令和 19 年度 6, 3 1 8 人（本計画目標年度）

（※1）トレンド法とは、過去の実績から 1 次傾向線、2 次傾向線、1 次指数曲線、べき曲線及びロジスティック曲線を用いて将来の値を予測し、相関係数が上位または、過去の傾向に最も整合した曲線を選び、その結果を予測値とする方法である。

4. 産業別就業人口等

本町の平成7年から令和2年までの産業別就業人口の推移を表2-4及びグラフ2-3に示す。また、平成8年度から令和3年度の事業所数及び従業者数を表2-5に示す。

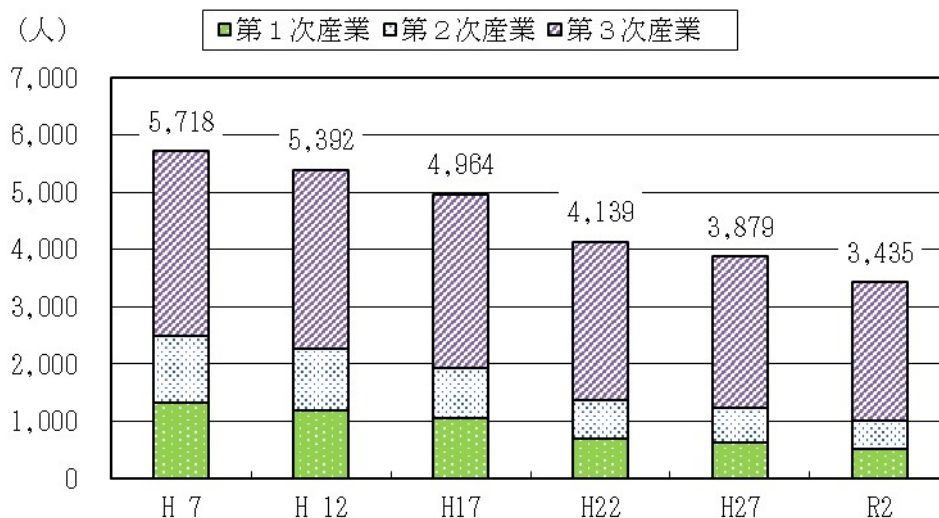
過去25年で第1次産業人口は61.7%減少、第2次産業人口は56.8%減少、第3次産業は24.8%減少した。令和2年は全体の70.5%が第3次産業就業人口である。事業所数及び従業者数は年々減少している。

表2-4 産業別就業人口の推移 (単位：人)

	H7	H12	H17	H22	H27	R2
第1次産業	1,332	1,194	1,065	694	627	510
第2次産業	1,168	1,081	858	680	599	505
第3次産業	3,218	3,117	3,041	2,765	2,653	2,420
合計	5,718	5,392	4,964	4,139	3,879	3,435

(出典：国勢調査)

グラフ2-3 産業別就業人口の推移



注) 上段の数字は、合計人口を表す。

表2-5 鋸南町の事業所数及び従業者数の推移

	H8	H13	H18	H21	H24	H28	R3
事業所数	529	547	480	408	413	382	382
従業者数	3,091	2,990	2,731	2,496	2,238	2,137	2,508

(千葉県 経済センサス活動調査)

※平成18年以前は事業所統計調査

5. 交通

本町の主要国道は国道 127 号であり、平成 9 年に開通した東京湾アクアラインに続き、東関東自動車道館山線は平成 19 年 7 月 4 日に全線開通となり、東京圏がより身近になり、半島性の解消が期待できるようになった。また、鉄道は、JR 内房線が通っており、町内には保田駅、安房勝山駅がある。



図 2-2 本町周辺の道路・鉄道

6. 観光

本町には、文化財が多く、また海岸線は南房総国定公園に位置するため、表 2-7 に示すように観光拠点も多い。さらに気候が温暖でアクアラインの開通などにより交通の便が良くなったこともあり、年間の観光客数は、表 2-6 に示すように年間 130 万人を超えることが多い。なお、令和元年は房総半島台風（台風 15 号）等、令和 2、3 年は新型コロナウイルス感染症の拡大で減少している。

表 2-6 本町の年間観光客数（単位：千人）

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
769	830	788	800	1,507	1,428	1,314	1,225	1,112	1,216

（出典：鋸南町資料）

表 2-7 圏域の観光拠点

名 称	所 在 地
ばんや	鋸南町吉浜
鋸山（日本寺）	鋸南町元名
ばんやの湯	鋸南町吉浜
源頼朝上陸地	鋸南町竜島
大黒山展望台	鋸南町勝山
「道の駅」きよなん	鋸南町吉浜
都市交流施設・道の駅保田小学校	鋸南町保田
佐久間ダム	鋸南町大崩

（出典：鋸南町町勢要覧）



図 2-3 南房総国定公園

7. 土地利用

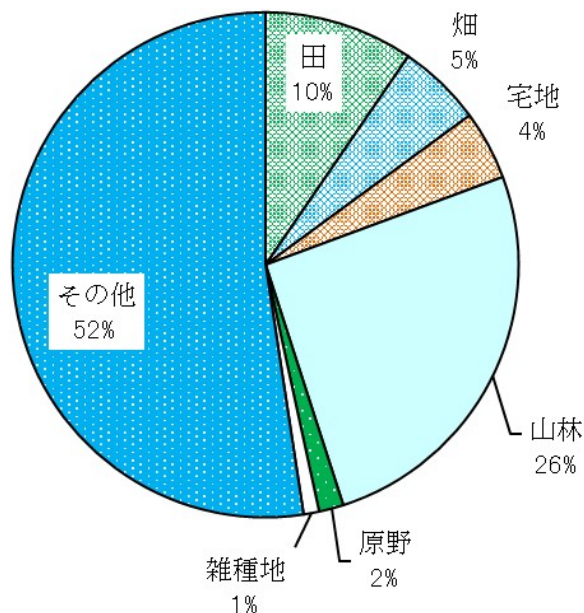
平成 22 年から令和 3 年の本町の土地利用状況を表 2-8 に示す。また、令和 3 年の土地利用の状況をグラフ 2-4 に示す。なお、値は各年 1 月 1 日の値である。

表 2-8 鋸南町土地利用状況の推移 (単位：km²)

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
H22	4.76	2.62	2.16	11.95	0.79	0.52	22.37	45.16
H26	4.41	2.49	2.02	11.62	0.74	0.41	23.46	45.16
H30	4.33	2.45	2.00	11.61	0.70	0.44	23.66	45.19
R3	4.31	2.43	2.00	11.60	0.71	0.45	23.67	45.17

(出典：鋸南町町勢要覧)

グラフ 2-4 令和 3 年の土地利用状況



8. 気 候

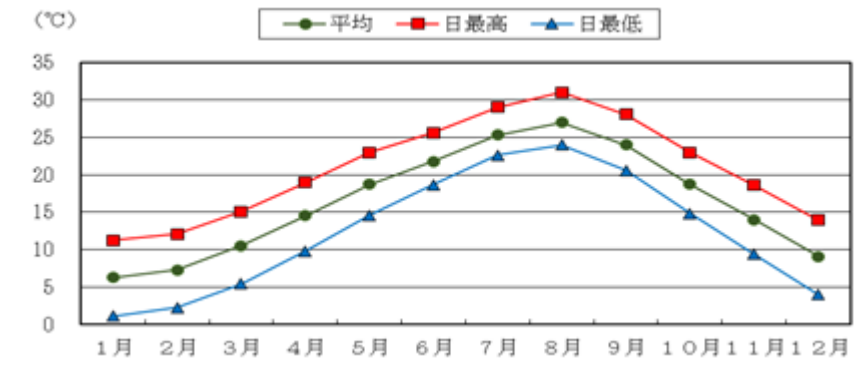
本町の気候を次に示す。データは、館山及び鋸南アメダスのデータを用いた。

(1) 気温

平成 14 年から令和 4 年の過去 20 年の月平均気温、月最高気温及び月最低気温をグラフ 2-5 に示す。

同じ期間の年平均気温は 16.4℃であり、日最高気温は、平成 16 年 7 月 21 日の 36.3℃で、日最低気温は平成 24 年 2 月 3 日の -5.4℃であった。

グラフ 2-5 過去 20 年の平均気温及び日最高、日最低気温



(館山アメダス)

(2) 降水量

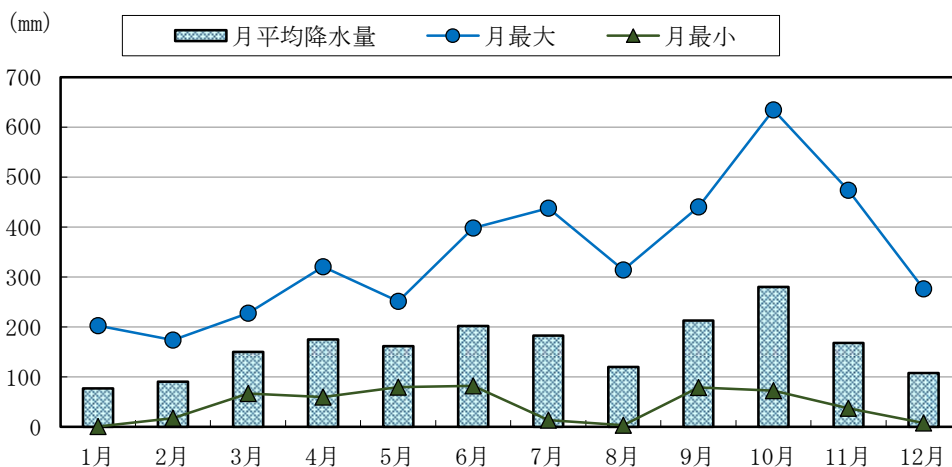
平成 14 年から令和 4 年の過去 20 年の月間降水量の平均と月最大降水量及び月最小降水量をグラフ 2-6 に示す。(館山アメダス)

また、同じ期間の年間降水量をグラフ 2-7 に示すが、館山の方がやや多い傾向にある。(館山及び鋸南アメダス)

この間の館山アメダスの日最大降水量は平成 18 年 12 月 26 日の 222.5mm で、1 時間最大降水量は平成 14 年 12 月 4 日の 73mm であった。

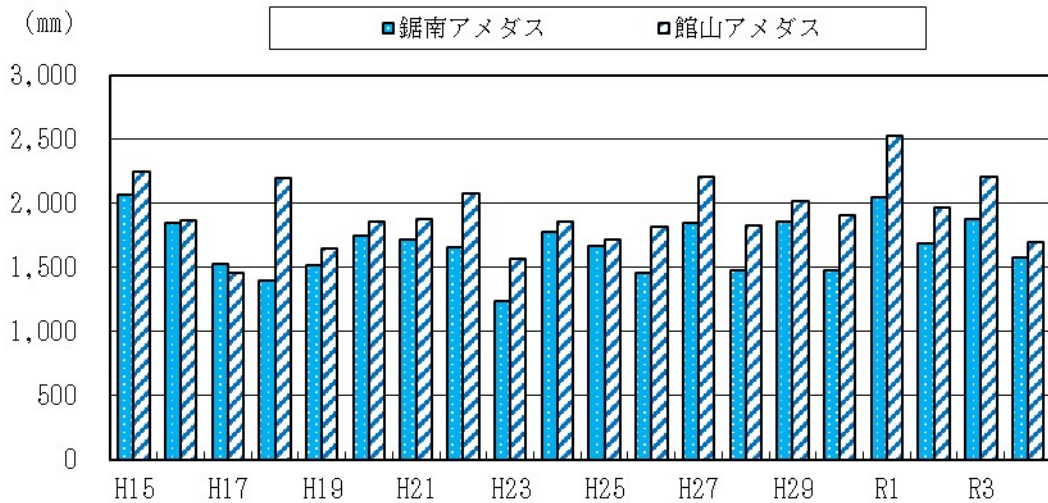
また、この間の館山アメダスの年間降水量の平均は 1925.5mm で、最大は令和元年の 2,528mm、最小は平成 17 年の 1,457mm であった。積雪量は、昭和 59 年 2 月に 10cm の記録がある。

グラフ 2-6 過去 20 年の月平均降水量及び月間最大及び最小降水量



(館山アメダス)

グラフ 2-7 過去 20 年の年間降水量



(館山及び鋸南アメダス)

(3) 風速

平成 14 年から令和 4 年の過去 20 年の風速は、最大風速が令和元年 9 月 9 日(令和元年房総半島台風)の 28.4m/秒、瞬間最大風速は同日の 48.8m/秒であった。また、平均風速は 2.7m~3.6m/秒である。

9. 河川等の水質状況

(1) 本町の河川

図 2-4 に千葉県的主要な河川を示す。本町には、小磯川、元名川、保田川、七面川、大六川、佐久間川等が流れている。

(2) 水質測定点

千葉県では毎年次の河川で水質測定を行っている。表 2-9 に本町で水質調査を行っている河川、採水箇所、調査回数を示す。

表 2-9 河川水質調査箇所

河川	採水箇所	調査回数	類型
佐久間川	勝山橋	4 回/年	—

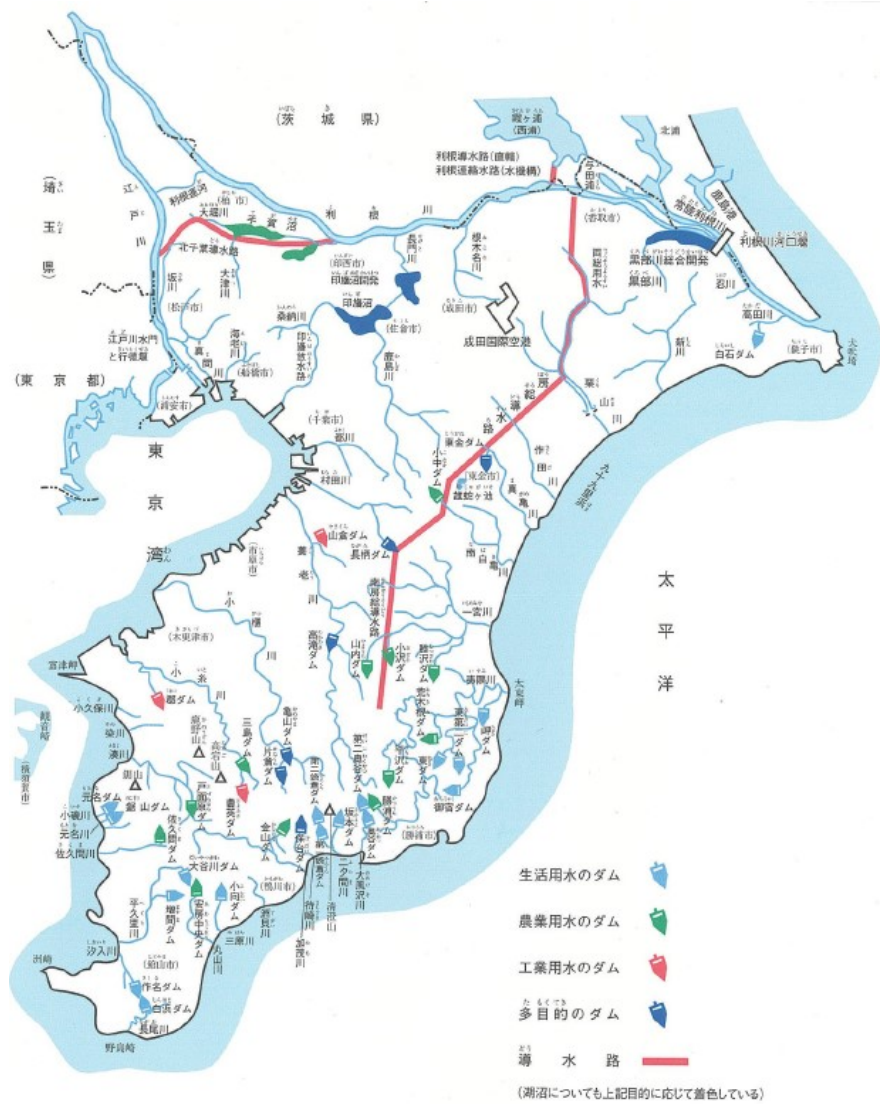


図 2-4 千葉県の河川図 (出典：水のはなし (2023 千葉県))

(3) 千葉県の水質類型と環境基準

千葉県のア～エの水質類型のうち、ア～C類型の環境基準を表 2-10 に示す。

表 2-10 河川類型による環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	2 mg/L	25mg/L	7.5mg/L	1,000MPN/
		8.5 以下	以下	以下	以上	100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	3 mg/L	25mg/L	5 mg/L	5,000MPN/
		8.5 以下	以下	以下	以上	100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	5 mg/L	50mg/L	5 mg/L	—
		8.5 以下	以下	以下	以上	

(4) 佐久間川の水質

平成28年から令和3年の佐久間川の河川水質をグラフ2-8及び表2-11に示す。佐久間川は、水質類型指定がないため、C類型との比較を行った。この結果、pHは全て基準値以下である。BOD及びSSは、まれに基準値を上回ることがある。大腸菌群数の基準値はない。

グラフ 2-8 佐久間川（勝山橋）の BOD 及び COD の平均の推移（単位：mg/L）

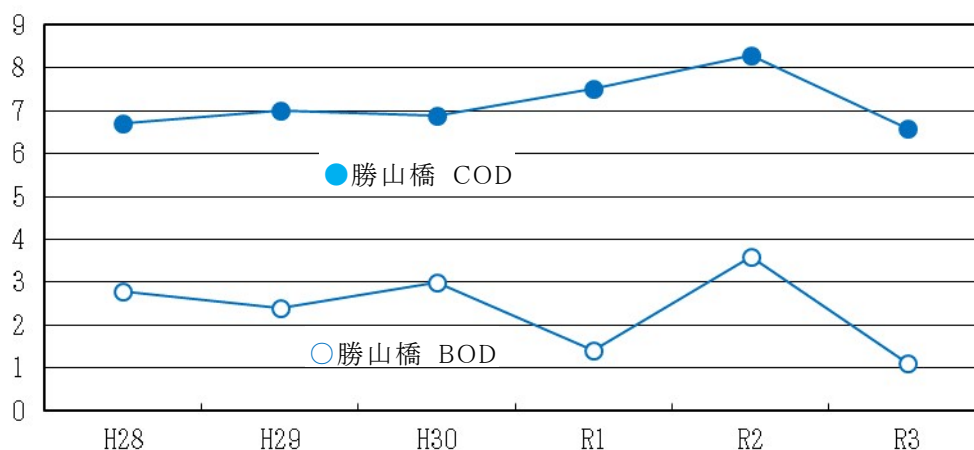


表 2-11 佐久間川（勝山橋）の水質

		pH	BOD	COD	SS	大腸菌群類	全窒素	全リン
		-	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L
H28	平均	7.9	2.8	6.7	13	45,000	2.0	0.47
	最小	7.7	1.8	5.4	7	4,900	1.6	0.26
	最大	8.0	4.4	7.5	17	79,000	2.6	0.64
H29	平均	7.8	2.4	7.0	11	30,000	1.7	0.36
	最小	7.8	1.3	5.5	3	7,900	1.3	0.19
	最大	7.9	4.7	8.5	15	49,000	1.9	0.62
H30	平均	7.8	3.0	6.9	15	62,000	1.7	0.36
	最小	7.6	1.2	5.3	4	22,000	1.2	0.26
	最大	8.0	6.3	8.4	30	130,000	2.3	0.46
R1	平均	7.8	1.4	7.5	30	29,000	1.4	0.29
	最小	7.7	1.0	5.7	13	7,900	1.2	0.18
	最大	7.9	1.7	8.9	75	49,000	1.7	0.39
R2	平均	7.8	3.6	8.3	17	82,000	2.0	0.40
	最小	7.6	1.3	7.1	4	1,700	1.6	0.27
	最大	7.9	5.7	9.5	29	170,000	3.1	0.52
R3	平均	7.7	1.1	6.6	13	67,000	1.2	0.27
	最小	7.6	0.9	5.5	5	7,000	0.9	0.20
	最大	7.8	1.3	7.6	21	170,000	1.3	0.33

10. 基準値

(1) 水質基準

堤ヶ谷クリーンセンターの放流水質の、設計基準値及び法令排出基準値を表 2-12 に示す。

表 2-12 放流水質の設計基準及び法令基準

項目	単位	堤ヶ谷クリーンセンター	
		設計基準	法令基準
pH	—	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD	mg/L	10	—
COD	mg/L	10	10
SS	mg/L	10	20
T-N	mg/L	10	120(60)
T-P	mg/L	1	16(8)
色度	度	30	—
大腸菌群数	個/mL	1,000	3,000

注) 数値は最大値を示し、()内は、日間平均を表す。

(2) 騒音及び振動

① 騒音規制値

本町の公害防止条例より、敷地境界における騒音の基準値を表 2-13 に示す。

表 2-13 鋸南町条例の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 8:00～19:00	朝夕 6:00～8:00 及び 19:00～ 22:00	夜間 22:00～翌朝 6:00
第一種住居専用地域及び 第二種住居専用地域	50 ホン	45 ホン	40 ホン
住居地域（第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域を除く。）	55 ホン	50 ホン	45 ホン
近隣商業地域、商業地域 及び準工業地域	65 ホン	60 ホン	50 ホン
工業地域及び工業専用地域	70 ホン	65 ホン	60 ホン
その他の地域	60 ホン	55 ホン	50 ホン

② 振動規制値

振動規制法に基づく敷地境界における基準値を表 2-14 に示す。

表 2-14 振動規制法の規制基準

時間区分 区域区分	昼 間 8:00～19:00	夜 間 19:00～翌日 8:00
第一種区域	60 dB	55 dB
第二種区域	65 dB	60 dB

注)ここで、各区域は、おおむね次のとおりである。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

(3) 悪臭

悪臭防止法に基づく敷地境界における規制基準（許容濃度）を表 2-15 に示す。

表 2-15 悪臭防止法に基づく規制基準（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	許容濃度	特定悪臭物質の種類	許容濃度
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

なお、特定悪臭物質として、次の物質に関する排出口での規制基準（悪臭防止法第4条第1項第2号）があり、その区域は、町で定める。

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

第3章 生活排水処理の現況

1. 生活排水の排出状況

本町の生活排水処理の現状を次に示す。

(1) 本町の生活排水処理

① 合併処理浄化槽

本町の生活排水処理は合併処理浄化槽によって行っている。

② 生活雑排水共同処理施設

本町には、表 3-1 に示す生活雑排水を処理する施設があり、通年で生活排水を処理している。

表 3-1 生活雑排水共同処理施設

地区	場所	年度	当初計画人口	施設規模 (m ³ /日)	稼働期間	備考
谷田	元名 1145	S50	1,000 人	250	通年	

(2) 処理形態別人口

過去 7 年間の本町の処理形態別人口及びその割合を表 3-2 及びグラフ 3-1 に示す。令和 4 年度の生活排水処理率（生活排水処理人口割合）は、37.1%である。

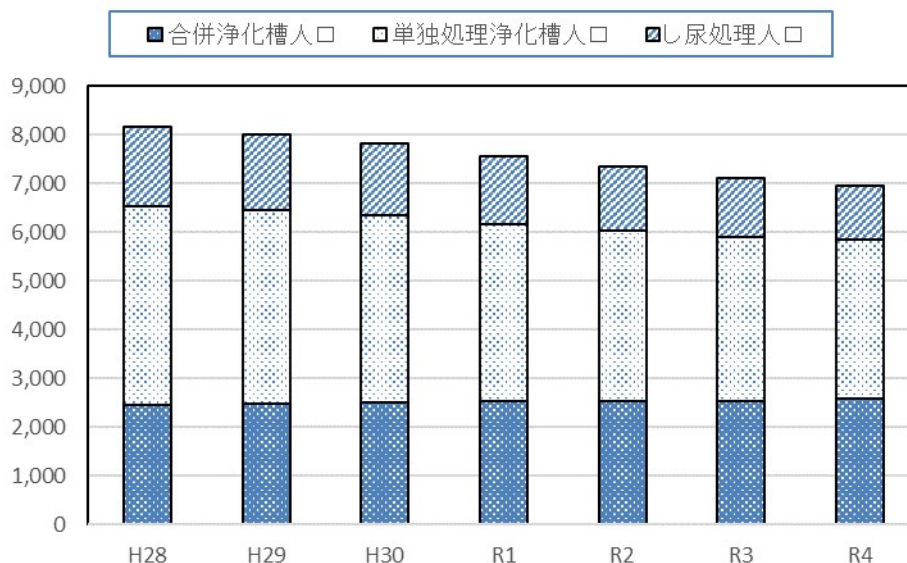
1. 合併処理浄化槽人口は、7 年間で約 100 人増加した。
2. 単独処理浄化槽人口は、7 年間で約 800 人減少した。
3. し尿処理人口は、7 年間で約 500 人減少した。
4. 生活排水処理率は、7 年間で 7.1%増加した。

表 3-2 処理形態別人口及びその割合

(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
計画処理区域内人口	8,158	8,013	7,821	7,561	7,342	7,114	6,958
水洗化・生活雑排水処理 (合併処理浄化槽)人口	2,447	2,476	2,515	2,527	2,536	2,550	2,582
割合	30.0%	30.9%	32.2%	33.4%	34.5%	35.9%	37.1%
水洗化・生活雑排水未処理 (単独処理浄化槽)人口	4,088	3,982	3,825	3,644	3,494	3,346	3,259
割合	50.1%	49.7%	48.9%	48.2%	47.6%	47.0%	46.8%
非水洗化人口	1,623	1,555	1,481	1,390	1,312	1,218	1,117
割合	19.9%	19.4%	18.9%	18.4%	17.9%	17.1%	16.1%
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0

グラフ 3-1 鋸南町の処理形態別人口



(3) 排出量

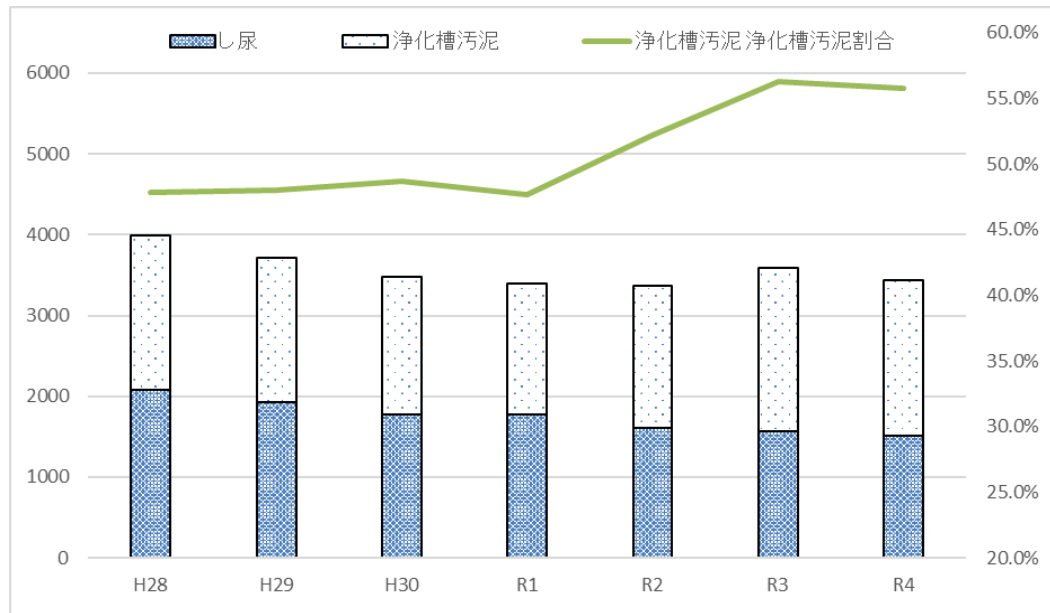
過去7年間の本町の浄化槽汚泥及びし尿の排出量の推移を表3-3及びグラフ3-2に示す。令和4年度の浄化槽汚泥の割合（浄化槽汚泥混入率）は、55.8%であった。

1. し尿排出量については、7年間で約561kL減少し、原単位は、増加した。
2. 浄化槽汚泥については、7年間で約14kL減少し、原単位は、増減している。
3. 排出量の合計は、7年間で約546kL（約14%）減少した。
4. 浄化槽汚泥の混入率は、ほぼ一定である。

表 3-3 し尿及び浄化槽汚泥排出量と原単位の実績

		単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
し尿	排出量	kL	2079.2	1929.7	1780.8	1772.4	1606.5	1567.3	1517.7
	原単位	L/人日	3.46	3.36	3.29	3.49	3.35	3.52	3.72
	割合	-	52.1%	51.9%	51.2%	52.2%	47.7%	43.6%	44.1%
浄化槽 汚泥	排出量	kL	1906.0	1788.2	1691.0	1622.7	1760.4	2021.5	1920.8
	原単位	L/人日	0.78	0.74	0.73	0.72	0.80	0.94	0.90
	割合	-	47.8%	48.0%	48.7%	47.7%	52.2%	56.3%	55.8%
合計	排出量	kL	3985.2	3717.9	3471.8	3395.1	3366.9	3588.8	3438.5
	原単位	L/人日	1.32	1.26	1.22	1.23	1.26	1.38	1.35

グラフ 3-2 し尿及び浄化槽汚泥排出量と浄化槽汚泥混入率



2. 収集及び処理体制

本町の収集・処理体制を図 3-1 及び表 3-4 に示す。

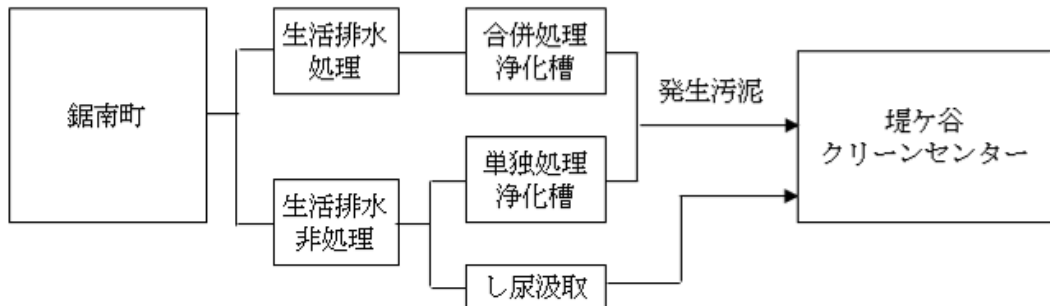


図 3-1 本町の収集・処理体制

表 3-4 堤ヶ谷クリーンセンターの収集・処理体制

管理体制	施設管理	委託
	休日・夜間管理	緊急時のみ参集
勤務時間	月曜～金曜	8:30～17:15
	土曜・日曜、祝祭日	休日
有資格者	廃棄物処理施設技術管理者	委託
	電気主任技術者	委託
	危険物取扱者	委託
収集	し尿収集	直営 3.0kL 車 4 台 2.7kL 車 1 台
	浄化槽汚泥収集	許可業者 10 社 収集車：1.8、2.7、3.6kL 車

3. 既存施設の概要

堤ヶ谷クリーンセンターの概要を表 3-5 に示す。また、概要フローシート及び配置図を図 3-2 及び図 3-3 に示す。

表 3-5 堤ヶ谷クリーンセンターの概要

名 称	鋸南地区環境衛生組合 堤ヶ谷クリーンセンター	
所 在 地	安房郡鋸南町下佐久間544-1	
処理能力	50 kL/日 (し尿 27 kL/日、浄化槽汚泥 23 kL/日)	
面 積 等	敷地面積：10,006 m ²	
	工場棟：建築面積1,090m ² 、延床面積：1,569m ²	
	管理棟：建築面積154m ² 、延床面積：253m ²	
工事年度	着工：昭和60年10月 竣工：昭和62年3月	
基幹整備工事	着工：平成12年6月 竣工：平成14年3月	
処理方式	主処理設備	低希釈高負荷脱窒素処理方式＋膜分離
	高度処理設備	凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着
	汚泥処理設備	遠心脱水機＋脱水汚泥低温炭化処理
	脱臭設備	酸・アルカリ洗浄＋活性炭吸着
放流水質	項 目	設計値 (希釈倍率 2 倍)
	pH	5.8～8.6
	SS	10 mg/L 以下
	BOD	10 mg/L 以下
	COD	10 mg/L 以下
	T-N	10 mg/L 以下
	T-P	1 mg/L 以下
	色度	30 度 以下
	大腸菌群数	1,000 個/mL以下

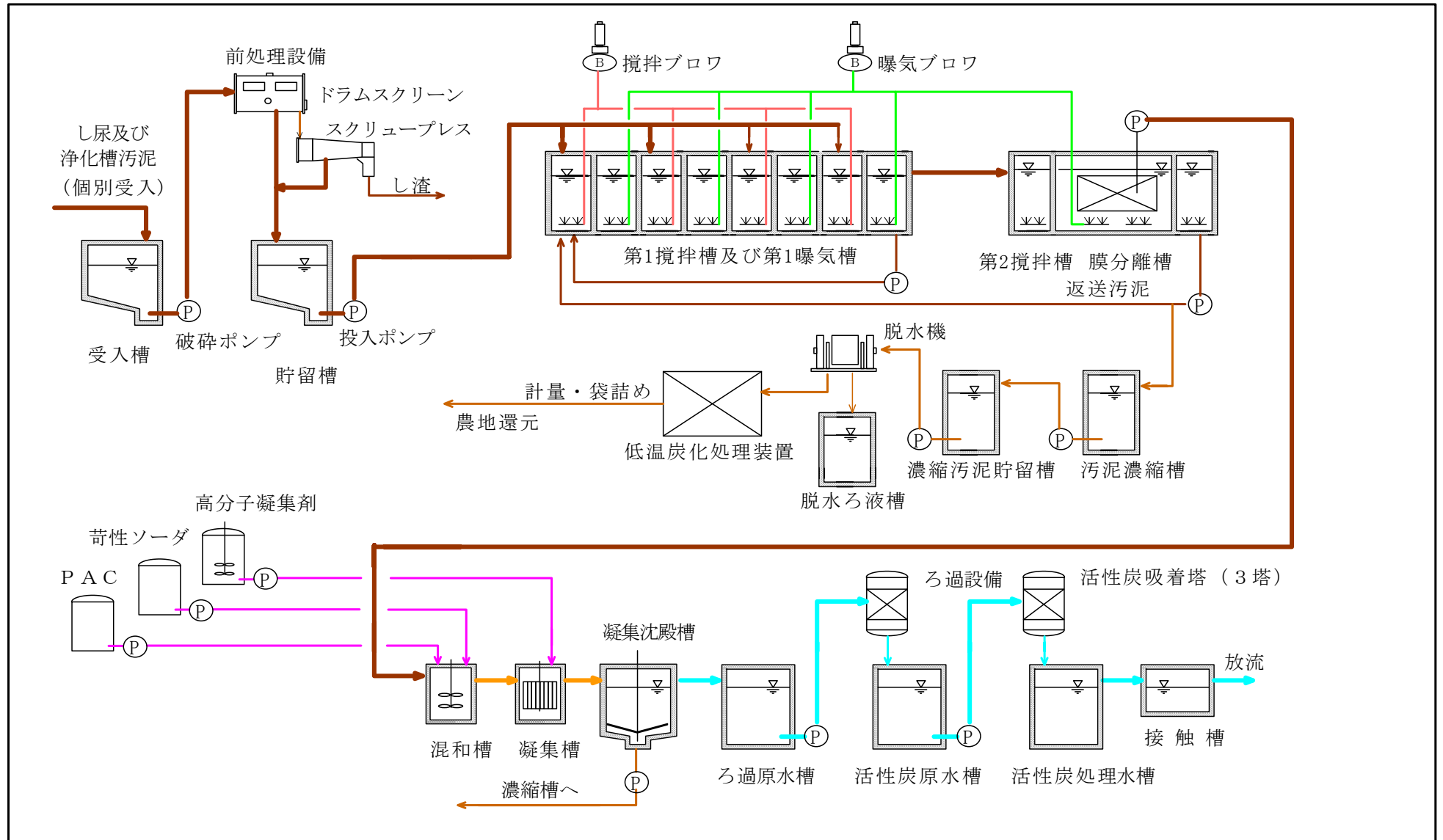


図 3-2 堤ヶ谷クリーンセンターの概要フローシート

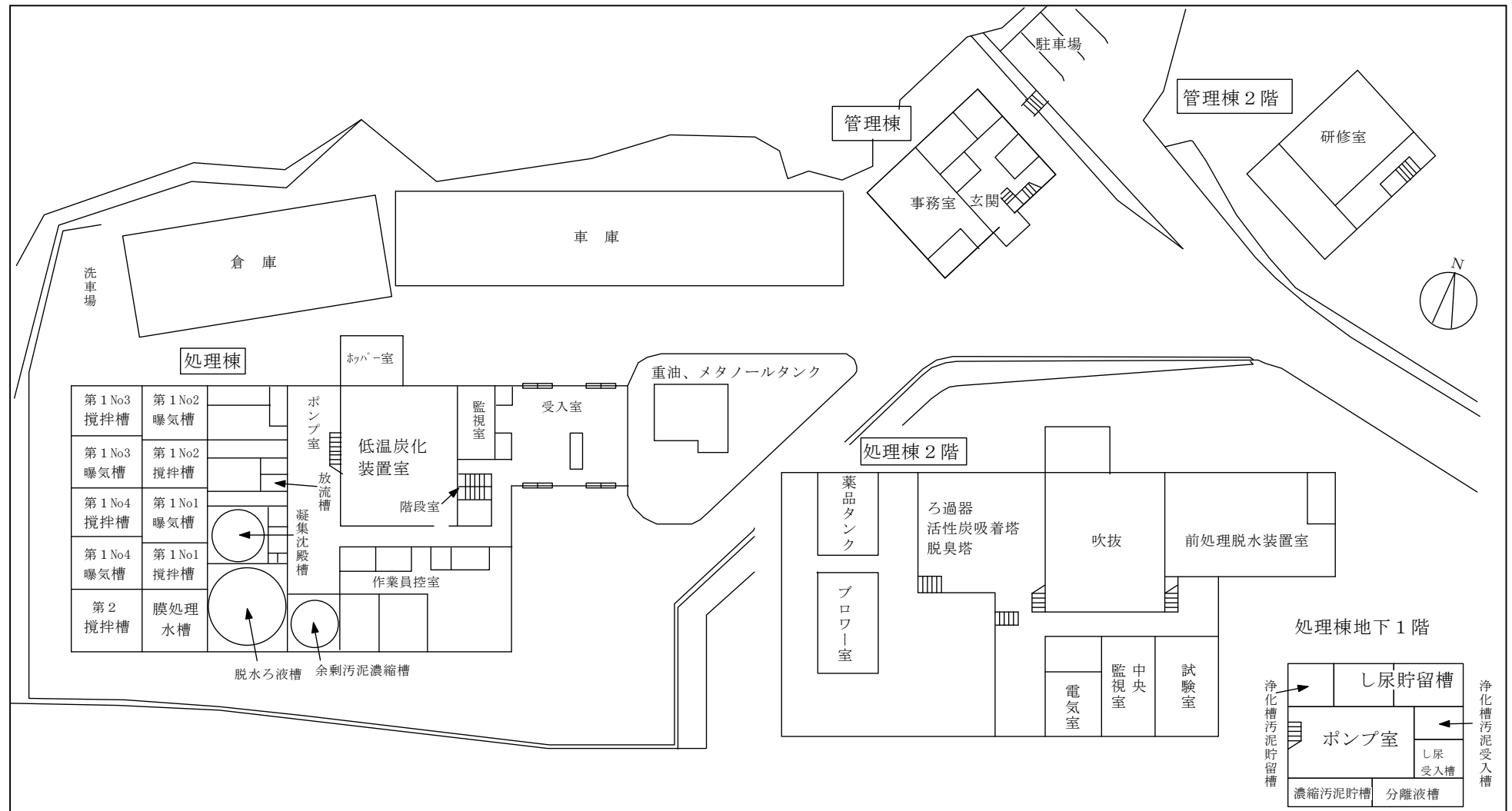


図 3-3 堤ヶ谷クリーンセンターの配置図

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水

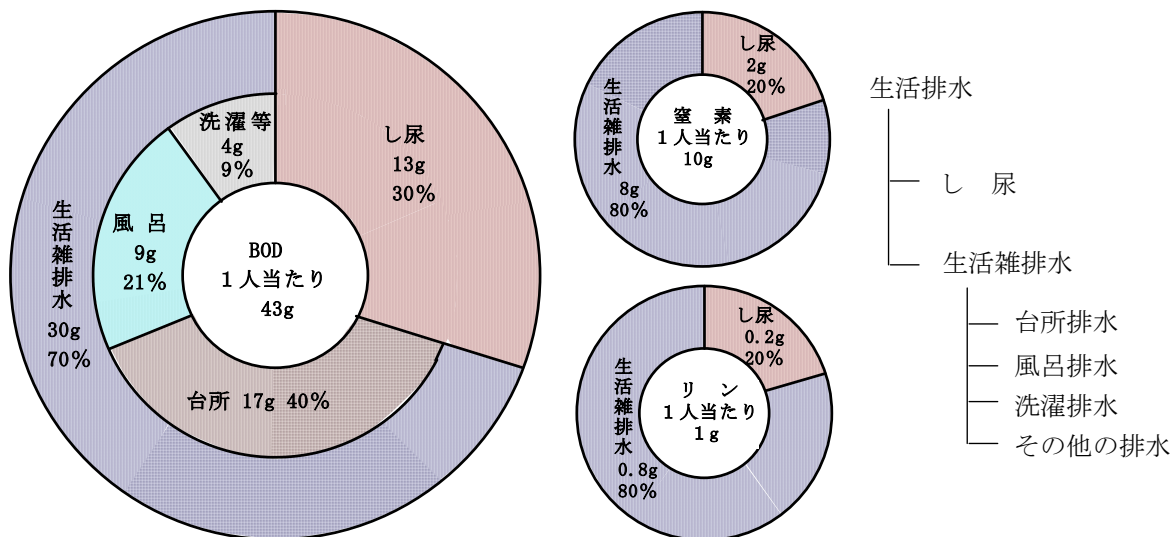
1. 生活排水

環境省による生活排水のBOD、窒素及びリンの汚濁負荷を図4-1-1に示す。

生活排水全体のBOD総量のうち、し尿が占める割合は、30%に過ぎず、70%が生活雑排水で、その中でも台所の排水が40%を占める。

また、富栄養化の原因である窒素及びリンも生活雑排水が占める割合は80%である。そのため、公共用水域の水質保全には、生活雑排水の処理が必要である。

本町の生活排水処理率は、令和4年度で37.1%であり、充分とはいえない。しかし、本町では下水道、農業集落排水施設等の計画はないため、将来の水質保全のために、合併処理浄化槽の設置を推進する必要がある。



出典：環境省「浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル」(H19年)

図4-1-1 生活排水のBOD、窒素及びリンの内訳

2. 生活排水処理の現状

本町での、生活排水の処理は、合併処理浄化槽で行っている。単独処理浄化槽及び汲出し尿の家庭では、生活排水処理は行われない。図4-1-2のように、これらの生活排水未処理家庭から排出される生活雑排水は、全て公共用水域へ流れている。

なお、し尿及び浄化槽から発生する汚泥は、堤ヶ谷クリーンセンターで処理されていたが、令和6年1月からは南房総市水処理センターで処理が行われる。

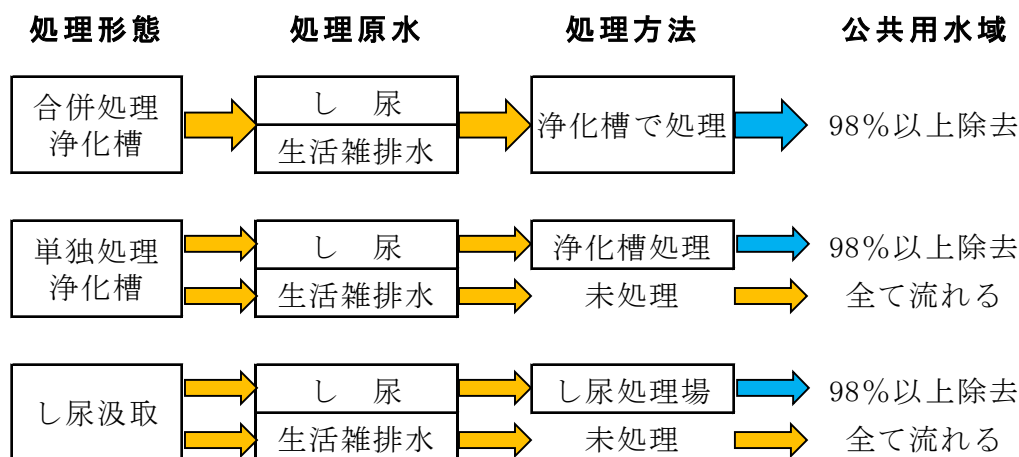


図 4-1-2 処理方法別の生活排水の公共用水域への流れ

表 4-1-1 は、令和 4 年度の本町の処理方法別の生活排水（生活雑排水及びし尿）の 1 人 1 日当たり BOD の排出量及び処理後の 1 人 1 日当たり排出量であり、「排出量（総量）」は、この値に人口を乗じたものである。

合併処理浄化槽では、生活雑排水も処理しているため、公共用水域への排出量（処理後の値）は少ないが、単独処理浄化槽及びし尿処理の家庭は、生活雑排水の全てが公共用水域に排出される。その量は、合併処理浄化槽排出量に対して約 67 倍 $((99+34) \div 2)$ である。

表 4-1-1 処理方法別の生活排水及び処理後の BOD

	人口	生活雑排水（1日）			し尿（1日）			排出量（総量）	
		排出量	処理率	処理後	排出量	処理率	処理後	処理前	処理後
	人	g/人日	-	g/人日	g/人日	-	g/人日	Kg/日	Kg/日
合併処理浄化槽	2,582	30	98%	0.6	13	98%	0.6	111	2
単独処理浄化槽	3,259	30	0	30	13	98%	0.6	140	99
し尿	1,117	30	0	30	13	98%	0.6	48	34
合計	6,958	-	-	-	-	-	-	299	135

注 1) 排出量は、図 4-1-1 の値を用いた。また、浄化槽等の処理率は 98%とした。

注 2) 単独浄化槽及びし尿人口は、生活雑排水の処理は行っていない。

注 3) 処理後の BOD = (排出量) × (1 - 処理率)

注 4) 排出量 = (処理後の BOD の合計) × 人口 ÷ 1,000

表 4-1-1 の BOD の値をグラフ 4-1-1 に示す。

① 処理方法別の環境負荷割合（左のグラフ）

グラフ 4-1-1 の左のグラフは、処理方式別人口が公共用水域へ与える環境負荷の割合を表す。人口の約 62.9%を占める生活排水未処理人口（単独処理浄化槽及びし尿人口：46.8% + 16.1%）が環境に与える負荷は、98.4%（73.3% +

25.1%)にもなり、約37%の生活排水処理人口（主に合併処理浄化槽人口）が環境に与える負荷は、1.6%に過ぎない。し尿及び単独処理浄化槽が環境に与える影響は大きい。

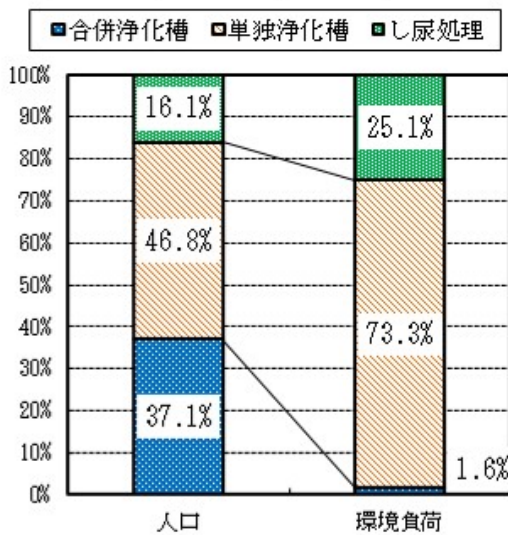
② 処理方法別の環境への排出量（右のグラフ）

グラフ4-1-1の右のグラフは、処理方式別のBODの総排出量及び公共用水域への排出量である。

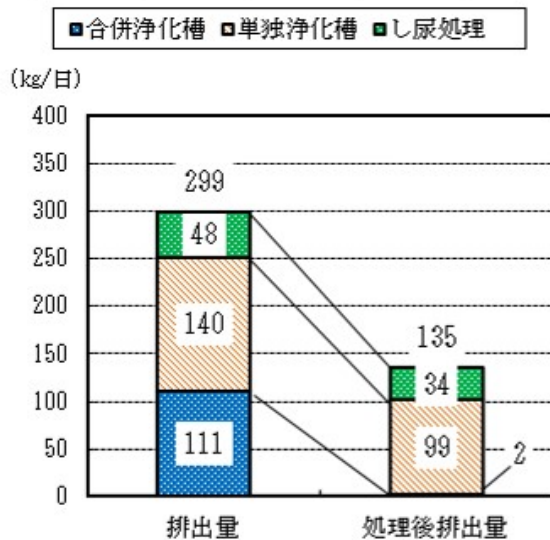
合併処理浄化槽では処理後の排出量は非常に少なくなるが、単独処理浄化槽及びし尿処理人口からは、生活雑排水がそのまま公共用水域に流れるため、排出量は多い。

グラフ4-1-1 処理形態別のBODの排出

処理形態別環境負荷の割合



処理形態別BOD排出量



3. 生活排水処理の課題

本町では、表4-1-2に示すように、平成26年度時点では単独処理浄化槽とし尿汲み取り便槽を利用している人口が全体の約71.8%（100%－28.2%）を占めており、これらの世帯から発生する生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されていることが、水質汚濁の主な原因となっていたと考えられる。

表4-1-2 生活排水処理率の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総人口	8,451	8,308	8,158	8,013	7,821	7,561	7,342	7,114	6,958
生活排水処理人口	2,380	2,417	2,447	2,476	2,515	2,527	2,536	2,550	2,582
生活排水処理率	28.2%	29.1%	30.0%	30.9%	32.2%	33.4%	34.5%	35.9%	37.1%

公共用水域の水質浄化や河川環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換を促進し、生活排水対策を推進していたところ、令和4

年度における生活排水処理率（生活雑排水も含めて衛生的に処理している人口の割合）は約 37.1%に達したが、未だ 45.2%（表 4-1-1 より 135kg÷299kg）の生活雑排水が公共用水域に放流されている。

将来的に公衆衛生の向上及び豊かな自然環境を保っていくため、今後もこれまで以上の生活排水対策を継続・推進させていく必要がある。

本町の生活排水処理の現状から、今後の課題は、次のとおりである。

(1) 生活排水処理率の向上（合併処理浄化槽設置の推進）

令和 4 年度の本町における生活排水処理率は、37.1%であり、令和 3 年度の千葉県平均（90.1%）及び全国平均（92.6%）に比べて、かなり低い。

本町の海岸線は南房総国定公園に位置し、豊富な漁場を持ち、観光と漁業が盛んな区域でもある。

現時点では、河川や海域の水質等に重大な汚染は見られていないが、本町の豊かな水資源を保全し、向上させるためにも生活排水処理率の向上は重要な課題である。

(2) し尿処理施設の老朽化対策

し尿処理施設の耐用年数は、一般的には 20 年程度といわれているが、堤ヶ谷クリーンセンターは、稼動開始後約 36 年を経過している。

この間、毎年適切な点検・整備・補修を行う一方、基幹的設備の更新を行い、適切な維持管理を行ってきたが、し尿処理施設は、腐食性雰囲気で使用される機械や水槽が多いため、更新を行う必要性が生じていた。

さらに、南房総市では堤ヶ谷クリーンセンターと千倉衛生センターの 2 箇所のし尿処理施設で処理を行っているため、収集の効率や、施設の維持管理の効率が悪い状況であるため、経済性、効率性を考慮し、1 箇所に集約する施設として本町と協働で「南房総市水処理センター」の整備を行う。

第2節 生活排水処理の基本方針と目標

1. 生活排水処理の基本方針

(1) 基本方針

国及び千葉県の方針並びに本町の総合計画などの上位・関連計画を念頭におき、生活排水処理の基本方針を次のように定める。

(基本方針)

東京湾に面し、豊富な水と緑の資源を持つ本町の環境を保全するため、生活排水全体を適正処理することを目指し、合併処理浄化槽の普及を強力に推進する。

(2) 生活排水処理の目標

生活排水処理の目標は、「第1章5」より、次のとおりとする。

(目標)

生活排水の全量処理を目指す。

当面の目標として、本計画の目標年度である令和19年度の生活排水処理率を55.7%とする。

2. 目標達成のための方針

(1) 既存計画との整合性

本町での生活排水処理は、一部の生活排水処理施設を除き、全て合併処理浄化槽で行っており、今後もこの方針を継続するものとする。

また、南房総市と協働で、南房総市水処理センターを整備する。

(2) 経済的要因

生活排水の全量処理は下水道が最も適切であるが、本町は45.17km²の殆どが下水道未整備地域であることに併せ、半島性の地形であることから町内の約7割が山林であり、下水道を整備するためには多額の投資が必要となる。そのため、今後も合併処理浄化槽の推進を主体とした生活排水処理を行う。

(3) 社会的要因

経済的要因でも述べたが、本町は広い地域に山並みに阻まれた区域で構成されている。そのため、下水道の整備に関しては地形的に困難である。

(4) 投資効果発現の迅速性

下水道の整備には、終末処理場の建設、管渠の建設などに多くに時間がかかる。また、下水道が整備されても接続人口が当初計画に達するまでには長い時間がかかっているのが現状である。

そのため、本町における投資効果発現の迅速性については、短期間で投資効果（設置から処理の開始まで）が発現可能である合併処理浄化槽設置を推進する。

(5) 地域環境保全効果

本町の合併処理浄化槽は東京湾に面しているため、原則として高度処理型の推進を行っていることから、地域の水環境保全はなされるものと考えられる。

(6) 将来見通し

(1)から(5)の検討により、今後も合併処理浄化槽の設置または転換を推進し、目標を達成する。

3. 今後の取り組み

(1) 生活排水対策の推進

- ① 生活排水の適正処理に関する普及・啓発を図る。
- ② 家庭用の合併処理浄化槽設置を推進する。

(2) 維持管理の適正化

浄化槽の維持管理は各設置者で行われているが、更に保守点検・清掃及び法定検査の実施について啓発に努める。

(3) 排水基準の遵守

排水処理施設において、排水に係る諸基準を遵守するための適正な維持管理に努める。

(4) 排出削減の推進

家庭等から排出される汚濁負荷の削減のためには、住民の参加・協力が不可欠なものである。このため、広く情報を公開し、啓発活動等を通じて積極的に住民の参加及び協力を呼びかけていく。

(情報提供の充実)

広報・啓発用のチラシ、ホームページなどによって、生活排水処理の重要性を解説すると共に、合併処理浄化槽の設置または転換などについて継続的かつ効果的な情報を発信していく。

(家庭でできる対策の周知)

広報等により家庭でできる具体的な汚濁負荷削減対策について周知を図る。

第3節 し尿・汚泥の処理計画

1. 収集運搬計画

現在の収集運搬は、鋸南地区環境衛生組合で行っている。

令和6年1月にし尿処理施設が鋸南地区環境衛生組合の堤ヶ谷クリーンセンターから南房総市水処理センターに移行されるが、収集体制は令和9年3月までは現状を継続するものとする。

(1) 計画収集区域

新たな施設における、し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、本町及び南房総市の全域とする。

(2) 収集対象

収集対象は、し尿及び浄化槽汚泥を対象とする。

(3) 収集主体

収集の主体は、表4-3-1のとおり、新施設（南房総市水処理センター）完成後は、鋸南地区環境衛生組合によるごみ処理業務が終了する令和9年3月31日までは現在と同じ体制で収集を行い、令和9年4月1日以降は、本町及び南房総市が収集の主体となる。

また、収集運搬体制は、直営、委託及び許可業者で行うものとするが、収集量の減少が見込まれる中で、その変動に応じた効率的な運用を図るものとする。

表 4-3-1 現在及び将来の収集主体

		～R9. 3. 31	R9. 4. 1～
本町		鋸南地区環境衛生組合	本町
南房総市	内房地区	衛生組合	南房総市
	外房地区	南房総市	

2. 中間処理計画

南房総市では、収集運搬及び処理の効率化を目指して、現在2施設あるし尿処理施設を統合し、新たに国庫交付金（循環型社会形成推進交付金）対象事業「汚泥再生処理センター（有機性汚泥リサイクル推進施設）」として南房総市水処理センターが建設され、本町のし尿及び浄化槽汚泥も同施設において処理される。

新施設では、高効率な脱水機により含水率70%以下の脱水汚泥を生成し、助燃剤として焼却施設に搬出する。脱水汚泥は、令和9年3月31日までは鋸南地区環境衛生組合大谷クリーンセンターに搬出し、令和9年4月1日以降は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び本町により富津市内に建設する「上総安房クリーンシステム」に搬出する。

3. 収集及び処理体制

新施設稼働後における市町のし尿等の収集・処理フローを次の図に示す。

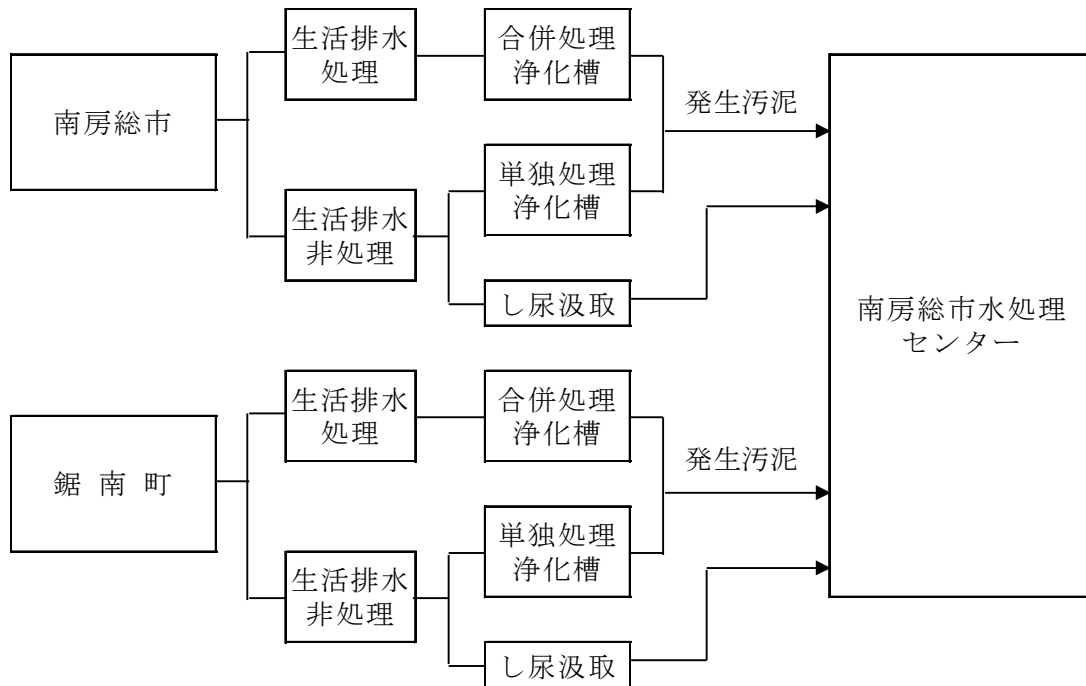


図 4-3-1 新施設稼働後における市町の収集・処理体制

新施設の収集・処理体制を表 4-3-2 に示す。

表 4-3-2 新施設の収集・処理体制

維持 管理 体制	管理人員	5名（直営4名+委託1名） （工場長1名、運転職員4名）
	休日・夜間管理	警備会社に委託
勤務 時間	月曜～金曜	8:30～17:15
	土曜・日曜、祝祭日	休日
有資格者	廃棄物処理施設技術管理者	3名
	電気主任技術者	関東電気保安協会に委託
	危険物取扱者	2名
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	3名
	特別管理産業廃棄物管理主任者	2名
収集	し尿収集	直営及び委託業者1社 収集車：0.36、1.8、3.6kL車
	浄化槽汚泥収集	直営及び許可業者8社 収集車：1.8、2.7、3.6kL車

4. 南房総市水処理センターの概要

新施設は、周辺環境との調和に十分配慮し、信頼性の高い処理と資源化を行う。また、施設を構成する設備装置は高い耐久性を備え、エネルギー効率、操作性及びメンテナンス性に優れ、保守点検経費も含めた費用対効果が高い製品を選定する。

(1) 施設規模

施設規模	67 kL/日
し尿	21 kL/日
浄化槽汚泥	46 kL/日

(2) 処理方式

水処理：高負荷脱窒素処理方式＋高度処理方式

資源化：助燃剤化

(3) 施設の位置

南房総市御庄字引越 607 番地

(4) 敷地面積等

敷地面積：7,377.45 m²

建物面積：2,118.89 m²（延床面積）

(5) 放流先

二級河川 山名川（山名川は東京湾に流入）

(6) 運転時間

①し尿等の搬入時間 8時30分～16時45分（月～金）

②各設備の運転時間

受入・貯留・前処理設備	5日/週	5時間/日
主処理設備	7日/週	24時間/日
高度処理設備	7日/週	24時間/日
汚泥処理・資源化設備	5日/週	5時間/日
脱臭設備（高・低濃度臭気）	7日/週	24時間/日
（低濃度臭気）	5日/週	9時間/日

(7) 搬入し尿等の性状

項目	し尿	浄化槽汚泥
pH	7.6	7.4
BOD	6,100mg/L	2,600mg/L
COD	4,000mg/L	3,800mg/L
SS	6,900mg/L	10,000mg/L
全窒素	2,300mg/L	740mg/L
全リン	260mg/L	210mg/L
塩素イオン	1,600mg/L	210mg/L

(8) 夾雑物除去後のし尿等の性状

項 目	し尿	浄化槽汚泥
B O D	5,900mg/L	2,400mg/L
C O D	3,700mg/L	3,700mg/L
S S	5,600mg/L	9,600mg/L
全窒素	2,200mg/L	700mg/L
全リン	230mg/L	210mg/L
塩素イオン	1,600mg/L	210mg/L

(9) プロセス用水

水 源：上水

取水量：26.8 m³/d

(10) 放流水の水質等

①放流量：100.5 m³/d 以下

②放流水質基準

項 目	浄化槽汚泥
p H	5.6～8.6
B O D	10mg/L 以下
C O D	10mg/L 以下
S S	10mg/L 以下
全窒素	10mg/L 以下
全リン	1mg/L 以下
色度	30 度以下
大腸菌群数	1,000 個/mL 以下
ノルマルヘキサン抽出物質 鉍油類	3mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質動植物油脂類	5mg/L 以下
フェノール類	0.5mg/L 以下
C u	1mg/L 以下
Z n	1mg/L 以下
溶解性F e	5mg/L 以下
溶解性M n	5mg/L 以下
C r	0.5mg/L 以下
C d 及びその化合物	0.01mg/L 以下
C N 化合物	検出されないこと
o r g - P 化合物	検出されないこと
P b 及びその化合物	0.1mg/L 以下

Cr ⁶ 及びその化合物	0.05mg/L 以下
As 及びその化合物	0.05mg/L 以下
Hg 及びR-Hg その他のHg 化合物	0.0005mg/L 以下
R-Hg 化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

(11) 総量規制基準値

項目	計 算 式
COD	$L_c=10 \times Q$ (特定排出水量 (m ³ /日)) $\times 10^{-3}$
T-N	$L_n=10 \times Q$ (特定排出水量 (m ³ /日)) $\times 10^{-3}$
T-P	$L_p=1 \times Q$ (特定排出水量 (m ³ /日)) $\times 10^{-3}$

(12) 水質推移

	搬入液 (混合液)	沈殿槽 越流水	凝集膜 透過液	活性炭 出口	放流水	排出基準値
流量	67.0m ³ /d	100.9m ³ /d	93.8m ³ /d	93.8m ³ /d	93.8m ³ /d	100.5m ³ /d 以下
pH						5.8~8.6
BOD	3,500mg/L	10mg/L 99.7%	5mg/L 50%	5mg/L -	5mg/L -	10mg/L 以下 -
COD	3,700mg/L	200mg/L 94.6%	50mg/L 75%	10mg/L 80%	10mg/L -	10mg/L 以下 -
SS	8,350mg/L	300mg/L 96.4%	0mg/L 100%	5mg/L -	5mg/L -	10mg/L 以下 -
全窒素	1,180mg/L	30mg/L 97.5%	15mg/L 50%	10mg/L 33.3%	10mg/L -	10mg/L 以下 -
全リン	220mg/L	10mg/L 54.5%	0.5mg/L 99.5%	0.5mg/L -	0.5mg/L -	1mg/L 以下 -
色度	---	2,000 度 -	150 度 92.5%	20 度 86.7%	20 度 -	30 度以下 -
大腸菌 群数						1,000 個/mL 以下

【上段：水質 下段：除去率】

(13) 汚泥等の性状

脱水し渣：含水率 60% 以下

脱水汚泥：含水率 70% 以下

(14) 悪臭規制基準値

①敷地境界線の地表

臭気指数：10 以下

悪臭物質	規制基準 (ppm)	悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
メチクメルカプタン	0.002 以下	イソブタノール	0.9 以下
硫化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
硫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
二硫化メチル	0.009 以下	トルエン	10 以下

トリメチルアミン	0.005 以下	スチレン	0.4 以下
アセアルデヒド	0.05 以下	キシレン	1 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	プロピオン酸	0.03 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	ノルマル酪酸	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	ノルマル吉草酸	0.0009 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	イソ吉草酸	0.001 以下

(15) 悪臭装置排出口

悪臭防止法施行規則第 3 条の規定による特定悪臭物質について、敷地境界線の地表における臭気濃度を用いて、同条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

(16) 放流水

臭気指数：26 以下

物質名	性能 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.007 以下
硫化水素	0.02 以下
硫化メチル	0.07 以下
二硫化メチル	0.01 以下

